

海外における誘拐対策Q&A

(はじめに)

海外での日本人誘拐事件については、特に昭和61年にフィリピンで発生した総合商社のマニラ支店長誘拐事件をきっかけとして関心が高まり、海外進出企業など関係者の間でその対策が進められてきましたが、その後も日本人の誘拐事件は発生しています。海外に進出する日本企業、日本人の方々は年々増加している中、海外において誘拐などの被害にあうことがないよう、日頃から危機意識を持って誘拐の予防に心掛けることが重要です。

外務省では、海外に赴任する方々のために、誘拐対策について平素の注意事項から、人質になった場合の留意事項、更には解放後の参考事項までにつき、一般的に公開されている情報の要点を概括的に取りまとめた「海外における誘拐対策Q&A」を今般改訂し、新たに増刷することと致しました。勿論、この小冊子に述べられていることが誘拐対策の全てではありません。誘拐の危険の程度、性質は、国または地域によって大きく異なるので、現地での十分な情報収集、誘拐の実情に合った対策をとることが大切です。このような情報収集に当っては、外務省、現地大使館・総領事館がお役に立てるところが大きいものと思います。この小冊子が皆様の誘拐対策に少しでもお役に立てば幸いです。

また、外務省では、誘拐対策の他にも海外における安全対策のため各種の小冊子・ビデオ等を作成しております。巻末のリストを御参照のうえ、本小冊子と併せて御利用になることをお勧め致します。

これらの小冊子等は、世界各国地域の最近の渡航情報を掲載している海外安全ホームページ (http://www.anzen.mofa.go.jp/about_centra/index.html) にも掲載しておりますので、そちらもご参照下さい。

平成16年8月

外務省領事局

邦人テロ対策室長

平成4年3月 初版発行

平成11年7月 第二版発行

平成15年11月 第三版発行

平成16年8月 第四版発行

目次

Q1：海外で発生した日本人誘拐事件	1
Q2：誘拐の発生	3
Q3：誘拐されないための注意点	5
Q4：車による移動の際の注意点	8
Q5：誘拐対策上住居の警備強化	9
Q6：誘拐の兆しが認められる場合	10
Q7：海外で日本人誘拐事件が発生した場合の関係者	11
Q8：誘拐された場合生き残るために	13
Q9：解放後の留意点	15
Q10：海外における日本人誘拐事件についての外務省の役割・方針	16
別添1：インストラクションメモ	
別添2：証拠質問リスト(参考例)	
別添3：誘拐事件の兆候例	

Q1 海外で発生した日本人誘拐事件にはどのようなものがありますか？

A 人質をとり要求を達成しようとする事件には様々な形態がありますが、海外の日本人の安全対策上最も心配されるのは、外国人を長期間にわたって拘束する組織的誘拐事件です。

このような組織的誘拐事件は、1978年5月エル・サルバドルで日本企業の合弁会社の日本人社長が誘拐・殺害されて以来、大きく報じられたものだけでもこれまでの26年間に別表のとおり26件発生しています。これら以外の報じられなかった事件、未遂に終わった事件を含めればその数は更に増えるものと思われます。また、特に、最近は毎年のように発生していることが注目されます。

なお、別表に掲げた「海外における主要な日本人誘拐事件」について見てみますと、被害者38人の内、殺害されたのは4人で（内3人は人質の間に殺害され、他の1人は拉致の際犯人グループと警察官の間の銃撃戦で被弾し死亡）、34人は無事解放されています。また、事件発生時の状況は、通勤の途中、レクリエーションからの帰途、自宅在宅中、反政府グループの活動地域における企業活動、ボランティア活動、宗教活動中、冒険旅行のための誘拐多発地帯への立ち入り等、さまざまな状況がみられます。

海外では地域によっては、誘拐による身代金稼ぎを生業としている犯罪者集団や、活動資金獲得のため、あるいは政治的目的を達成する手段の1つとして誘拐を行うテロリスト・ゲリラ集団が存在し、誘拐事件が頻繁に発生している所もあります。海外の治安状況は日本と事情が異なるのだということを常に忘れず、十分注意する必要があります。

別表

海外における主要な日本人誘拐事件

1. 邦人誘拐事件（2004年4月14日、イラク）
バグダッド西方において日本人2人が誘拐され17日に無事解放
2. 邦人誘拐事件（2004年4月7日、イラク）
ファルージャ近郊において日本人3人が誘拐され、15日に無事解放
3. 邦人旅行者誘拐事件（2003年10月9日、中国）
瀋陽で邦人旅行者が誘拐され、同月11日に無事救出。
4. 邦人誘拐事件（2002年11月17日、ベネズエラ）
コロンビアとの国境のタチラ州において、在留邦人が誘拐され、2003年7月に無事解放。
5. 邦人誘拐事件（2001年8月31日、コロンビア）
クンディナマルカにおいて邦人1人が何者かに誘拐され、10月18日に無事解放。
6. 邦人誘拐事件（2001年5月27日、ブラジル）
サンパウロ市郊外において現地法人社長とその友人夫婦が何者かに誘拐され、翌28日に無事解放。
7. 合弁現地法人社員誘拐事件（2001年2月22日、コロンビア）
ボゴダにおいて現地法人社員が何者かに連れ去られ、2003年11月に遺体で発見。

8. 邦人技師誘拐事件 (1999年 8月23日、キルギス)
オシュ州で資源開発調査に従事していた邦人技師 4人他が誘拐され、10月25日無事解放。
9. 邦人誘拐事件 (1998年 9月22日、コロンビア)
首都ボゴタ南西のパスカにおいて在留邦人 1人が誘拐され、99年 2月25日無事解放。
10. 建設会社事務所の工事作業所長誘拐事件 (1997年 8月22日、フィリピン)
ブラカン州で工事作業所長が誘拐され、同月26日無事解放。
11. 家電関連企業の米国法人社長誘拐事件 (1996年 8月10日、メキシコ)
ティファナ市に工場を持つ家電関連企業の米国法人社長が同市内にある野球場からの帰途誘拐され、19日無事解放。
12. 邦人旅行者誘拐事件 (1995年 7月13日、トルコ)
トルコ南東部で邦人旅行者が誘拐され、同月18日自力脱出。
13. 邦人農場主誘拐事件 (1994年 9月24日、コロンビア)
カサナレ県で邦人農場主が誘拐され、11月12日無事解放。
14. 商社社員誘拐殺害事件 (1992年 3月14日、パナマ)
商社員がパナマ市内で誘拐され、26日遺体で発見。
15. 電気工事会社社長誘拐事件 (1992年 1月31日、コロンビア)
コロンビア籍の電気工事会社の日本人社長が、プットマジョ県モコア市において武装グループに誘拐され、2月22日無事解放。
16. 家電関連企業技術者誘拐事件 (1991年 8月27日、コロンビア)
家電関連企業の技術者 2人が宿舎より誘拐され、12月16日無事解放。
17. 日本人大学生誘拐事件 (1991年 3月17日、パキスタン)
日本人大学生 3人が川下り中誘拐され、3月22日 1人、4月30日に残り 2人無事解放。
18. 民間援助団体派遣員誘拐事件 (1990年 5月29日、フィリピン)
民間援助団体の現地派遣員が研修センターから誘拐され、8月 2日無事解放。
19. 総合商社ビエンチャン事務所長誘拐事件 (1989年 3月 1日、ラオス)
総合商社ビエンチャン事務所長が、夜自宅から誘拐され、8日タイで無事救出。
20. 総合商社マニラ支店長誘拐事件 (1986年11月15日、フィリピン)
総合商社マニラ支店長が、ゴルフ場からの帰途誘拐され、翌年 3月31日無事解放。
21. 家電関連企業技術者誘拐事件 (1985年 4月 7日、イラク)
家電関連企業の技術者 2人が、野外での業務中誘拐され、9月11日無事解放。
22. フリー・ジャーナリスト誘拐事件 (1985年 1月24日、フィリピン)
取材中のフリー・ジャーナリストが、ホーロー島で誘拐され、翌年 3月17日無事解放)
23. 修道女誘拐事件 (1983年12月21日、アンゴラ)
ボランティア活動中の修道女が、アンゴラで誘拐され、翌年 4月25日無事解放。
24. 家電企業のコスタリカ現地法人企業社長誘拐未遂事件 (1982年11月 9日、コスタリカ)
家電企業の現地法人企業社長が、出勤時誘拐されそうになり警官隊と犯人グループの銃撃戦で被弾、死亡。
25. 企業のエル・サルバドル現地法人企業重役誘拐事件 (1978年12月 7日、エル・サルバドル)
企業の現地法人企業重役が、帰宅途中誘拐され、翌年 4月 1日無事解放。
26. 企業のエル・サルバドル現地法人企業社長誘拐殺害事件 (1978年 5月17日、エル・サルバドル)
企業の現地法人企業社長が、オフィスを出たところを誘拐され、10月 4日遺体で発見。

Q2 誘拐はどのように実行されますか？

A 誘拐は、人里離れた場所で発生する場合（地方型誘拐）と、都市部で発生する場合（都市型誘拐）によってそれぞれに特徴が見られますが、ほとんどの誘拐事件は、大まかに言って誘拐の目的に合った人物を選び、実行のための下調べを行い、計画に基づき拉致・監禁する等以下に示すような入念に準備された一定の犯行手順で実行されず。

(1) 誘拐対象者の選定

誘拐の対象は、個人的な怨恨や復讐を別にすると営利目的と政治的目的によって違いが見られます。

- イ. 営利目的の場合、主に裕福な家族の一員又は資金のある企業（外国企業も含む）の社員が対象となります（この場合、実際に裕福であるかどうかは別として、裕福そうに見えるだけで危険性は格段に高まります）。家族を対象とする際には、身代金の準備を行うこととなる者を避けてその配偶者や子供が選定されることもあります。
- ロ. 政治的目的の場合、政府関係者や国を代表すると見られる大企業又は経済開発プロジェクトの関係者が選ばれることが多く、様々な政治的要求に加え、革命税や献金の名目で金銭が要求されることもあります。

(2) 下調べ

誘拐グループの活動地域に不用意に立ち入ってきた者を誘拐するような場合を除き、多くの場合、犯人は、綿密な準備を行います。

犯人は、誘拐目標として通常、まず、複数の候補者を選定したりリストを作り、その中から、入念な下調べを行い、主に次の点を確認し、最終的な対象者を決定すると言われています。

- 誘拐の目的を満足させる者であること。
- 接近が容易であること。
- 特定の時間、場所にいることが予測可能なこと。
- 防御体制が弱いもの。

下調べは、1週間から2、3カ月にも及び、誘拐対象候補者1人1人につき、行動の特徴や警備状況に関し、尾行や監視等（カップル、オートバイ、電話会社の車など何気ないものに注意）の様々な手段を使って行われます。このような下調べの結果、具体的な誘拐方法が決定されます。下調べは、犯行が実行されるまで行われ、誘拐対象者の警備が充分強化されているような場合には対象者を変更する等状況に応じて誘拐計画が変更されることもあります。

(3) 拉致

地方型誘拐の場合、誘拐現場が既に犯人側の勢力範囲にあることが多く、犯人側は都合の良い時と場所で拉致することができます。一方、都市型誘拐の場合、何時、何処で、危険をおかさずにどの様に拉致するかが犯人側にとり重大な問題となります。

これまでの都市型誘拐事件をみると、場所的には自宅又は通勤途中、時間的には朝、夕の通勤時間帯に多く発生しています。特に、自宅や職場の周辺、どの経路を選んででも必ず通らなければならない地点で最も多くの誘拐事件が発生しています。

犯人は通常武装しています。しかし、誘拐を行おうとしている以上人質となるべき標的を殺害する意図はもっていない可能性は高く、武器の所持は大半が威嚇と自己防衛のためと考えられます。但し、激しい抵抗にあったような場合には、犯人は躊躇なく武器を使用します。

最も多く見られる拉致の方法は、自動車で進路を塞いで、銃器により威嚇し、被害者を車から引きずり出し、別の車に移して急いで現場から立ち去る方法です。拉致後は尾行されないよう、また、解放された人質が後で捜査当局に十分な情報提供ができないよう人質を目隠しし、監禁場所へは直行せずにはしばしば回り道をします。

(4) 監禁

監禁の状況は、都市型誘拐と地方型誘拐によって違います。

イ. 都市型の場合、監禁場所として、窓を密閉した家屋やアパートの一室が使用されることが多く、時には地下の穴倉や、田舎の隠れ家に監禁されることもあり、自由に行動することが許されない場合がしばしばです。また、地方型に比べ、他人に怪しまれず一定場所に長期間留まることが難しく、時間の経過が犯人側に不利に働きがちです。

ロ. 地方型の場合、普通、人里離れた山中等で犯人と共に頻りに場所を移動しながら生活を送ることとなりますが、人質の拘束は比較的ゆるやかなことが多いようです。通信手段が利用できないことも多く、そのため事件も都市型誘拐に比べ長期化する傾向にあります。

人質の扱われ方は事件によって異なり、ベッドに常時鎖で繋がれていた例もあれば、家族の一員のように扱われ、自由な生活を許された例もあります。多くの場合、食事や必要な薬は与えられます。但し、地方型誘拐の場合には、地面の上に寝て、浄化されていない水を飲み、粗末な食物を食べ、一日に何十キロも移動しなければならぬことさえあり、人質の肉体的健康を損うこともあります。

(5) 誘拐直後の被害者側対応

誘拐された事実が判明したら直ちに現地の日本大使館（総領事館）と本社（必要な関係者）に連絡します。また、犯人側よりの接触に備え、録音装置、インストラクションメモ（別添1）を準備し、並行して本社との連絡体制を整備します。誘拐事実がマスコミを通じ公にされている場合、嫌がらせ、脅迫電話や偽犯人からの接触もあり得るので、真犯人のみが知り得る被害者の特徴・経歴（別添2 証拠質問リスト参照）を先方に質問し、真犯人かどうかを見究めます。犯人と接触する時には、必ず被害者の生存、健康、先方の要求を確認し、また、次回以降の接触方法についても取り極めます。

更に、報道関係者よりの取材要求に対応するため、広報体制を整え（プレス対応担当者を決め、対応の一貫性を確保する）、情報管理を徹底する必要があります。一般的にこの種の事件が公になった場合、次のような不都合が生じる可能性があるため、情報管理は極めて重要であり、可能な限りノーコメントで通すことが望ましいと思われれます。

イ. 犯人側の目的が営利目的の場合、通常当局に通報しないことを要求するが、公表されたことにより、当局が誘拐の事実を知ったと判断し、極端な行動に出る可能性がある。

ロ. 誘拐の目的が、政治的目的の場合は、公表されることで犯人側の目的に合致してしまう可能性があり、その後の救出活動に支障をきたす場合が考えられる。

ハ. 真犯人以外に犯人を騙る人物が出て犯人の特定が困難になる。

ニ. 同様な誘拐を行う模倣犯が出るおそれがある。

Q3 誘拐されないためにはどのようなことに注意すればよいですか？

A 誘拐予防のためには、自らの身は自ら守る心構えを持ち、誘拐の危険度に応じた対策（通勤時の安全対策、住居の警備強化、日常行動上の注意等の総合的な対策）をとることが重要です。

特に、海外で安全に暮らすためには次の3原則が重要です。

「目立たない」

「用心を怠らない」

「行動を予知されない」

特に、危険度の高い地域では、行動パターン〈通勤時間、使用する道や施設〉を常に変え、狙われにくくすることが重要です。

(1) 情報の収集

危険度に応じた対策をとるためには、日頃より最新の誘拐関連情報を継続的に入手し、誘拐の脅威を気にかけておく必要があります。特に、自分と家族を守るための情報は、他人任せにせず、自ら収集する努力が必要です。

情報の入手先としては、新聞やテレビ、勤務先、取引先、現地警察、在留邦人、隣人等が活用出来ます。外務省と在外公館も、電話等での照会に対し関連情報を提供しており、インターネットにおいても海外安全ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/anzan/>) を通じ情報を入手できるようにしています。

イ. 誘拐関連情報

収集すべき情報には、誘拐の脅威に直接関係ある情報と誘拐対策をとる際に必要な情報があります。

前者の情報としては、所在地又は出張先での誘拐事件の発生の有無があります。事件が発生している場合は、事件の概要、誘拐犯行グループの性格と活動概要、外国人、特に日本人に対する誘拐の危険等につき詳細な情報を集める必要があります。なお、誘拐事件が発生していない場合でも反政府グループやテロ組織等が活動している地域では、その動向に細心の注意を払います。

後者の情報としては、現地の外国人や現地人有力者がとっている誘拐対策、無線機の設置及び車両の改造（防弾車など）等警備強化措置についての現地の法律上の規制、現地で利用できる警備機器、警備員・セキュリティ会社の信頼度等があります。また、現地で十分な警備機器が入手できない場合には、どこから入手できるかを調べておきます。

ロ. 治安関係当局に関する情報

誘拐対策の観点からも、また、事件発生時の対応の観点からも、現地治安関係当局の能力と信頼度が極めて重要な意味を持っています。多くの国の治安関係当局は信頼できますが、必ずしも全ての治安関係当局が十二分に頼れる状況ではないこともあり、注意しておく必要があります。

従って、治安関係当局の事件解決方法、事件解決能力、情報コントロール等規律

の状況、外国人に対する対応振りなどについては日頃から大使館、総領事館等から情報収集に努め、能力・信頼度を平素よりチェックしておく必要があります。

(2) 兆候の発見

誘拐の兆候の発見が誘拐防止の鍵となります。

誘拐犯は、通常複数の対象者を選び、誘拐の目的に合致し、より危険なく誘拐できそうな者を選び出すとされています。

誘拐犯は、まず狙いをつけた人物につき、勤務先、家族、会社案内等の公表資料から、本人の写真、車のナンバー、出勤・退社時間等できるだけ多くの情報を集めます。次に、その人物が誘拐に備えてどんな安全対策をとっているのかを観察し、いつ、どこで、どんな方法で攻撃するのが一番確実かを探るため念を入れて見張りを行います。

このため、誘拐には必ず兆候があります。それを発見するためには、職場や家庭の周辺、移動時に、少しでも普段と違う点がないか注意を怠らないことが必要です。見張りを見破るためには、身についた習性のようにほとんど無意識に用心できるようになることが大切であり、日頃から自分の周囲のちょっとした変化を見分けるセンスを磨くことが肝心です。事実、殆どの誘拐事件では、事件発生前に何らかの予兆（Q6参照）があったことが明らかとなっています。

(3) 住居

住居の警備は海外で安全な生活を送るための基礎であり、誘拐対策上も現地の事情に合った警備強化措置をとっておくことが必要です。

イ. 住居の選択

立地条件と環境の面から安全に問題がないかを十分に調査して居住地域を選びます。その際、通勤と通学の経路の安全性を十分考慮します。なお、地域によっては周囲の環境が短期間に激変し、住居の警備が確保できなくなる場合もありますので、入居後も周囲の環境の変化に関心を払います。

ロ. 集合住宅（アパート）もしくは独立家屋（一軒家）のいずれにするか

一般的に、集合住宅は警備面での対策がとりやすく、隣人の助けを得られることから、周囲全てを警戒しなければならない独立家屋よりも住居の安全面の対策をとりやすいとされています。集合住宅の場合でも、1、2階は地上から侵入しやすいので、3階以上に住む方が望ましいと言えますが、現地の消防救助活動の限界を越える階は避けるようにします。

ハ. 警備強化

住居の警備強化に当っては、脅威に応じ、敷地の境界線（独立家屋）への侵入を監視し阻止するための対策（集合住宅の場合には、共通の出入口について対策がとられていることが必要）、建物（独立家屋）や居住部分（集合住宅）への侵入を監視し阻止するための対策、侵入した犯人を可能な限り住居内へ立ち入らせないための対策をとります。警備強化の手段としては、警備員の配置等人的な措置と扉の強化や警備器材の強化等物的な措置があります。特に誘拐対策上からは、住居周辺の安全性、例えば、主要幹線道路までの経路の安全性、住居周辺に犯人の潜む危険箇所のないこと、駐車場への出し入れが迅速かつ安全にできる等の条件が重要となります。

(4) 日常生活

誘拐犯は普段の生活パターンを参考にして犯行を計画します。従って、日頃から安全に対する心構えをしっかりと持ち、生活全般を通じ脅威に応じた予防措置をとる必要があります。

イ. 隣人

住居周辺での不審者の発見等の誘拐予防のためにも、また、万一住居に異常事態が発生した時に助けを得るためにも、近隣の住民とは日頃から良好な人間関係を保つよう心掛けます。

ロ. 訪問者

すぐには扉を開けず、覗き窓から訪問者の身元を確認します。身元確認後、扉を開ける時にも、安全チェーンをかけたまま、もう一度確認してから扉を開けるくらいの用心が必要です。時として、警官の制服を着用したり、工事人を装って室内に入り込もうとすることがありますので、不審な点がある場合には、電話で関係者に身元を確認するようにします。

ハ. 使用人

使用人を雇うときには、前の雇い主に問い合わせるなど必ず身元調査を行います。前任者から信頼できる使用人を引き継ぐことも考えられます。使用人には、来訪者に対する警戒、電話応対時の注意、家人がいない場合の応答要領、家族の行動予定を他人に話さないこと等を十分に理解させておきます。また、使用人が犯人を招き入れた事例も報告されているので、使用人を安易に信用し切ったり、逆に厳格すぎて恨みをかかったりしないようにします。

二. 電話

誘拐犯人は、家人の行動予定を入手するため電話を利用することがあります。安全の観点からは自宅の電話番号を電話帳に載せないことが適切です。電話が掛ってきて、まず相手に名乗らせ自分からは名乗らず、また、よほど相手の身元が確かでない限り、こちらの個人情報、スケジュール等を教えないようにします。

(5) 家族

誘拐防止のためには、家族全員が基本的な用心を払う必要があります。家族全員にどんな危険があるか理解させ、用心すべき基本的事項について教え、日常の行動に注意させます。

イ. 子供

常日頃親から安全対策についてよく話して聞かせることが極めて重要です。不審な人物について行かないこと、又、特に、遊び場所と通学について厳しく指導します。登下校や行事の行き帰りには、必ず親などが付き添います。自宅では、来訪者に対する警戒、電話応対時の注意、両親がいない時の注意等を教えこみます。また、助けを呼ぶのに最低限必要な連絡先と現地語を覚えさせておきます。

ロ. 主婦

外出の際には、服装面で目立たないように注意し、一定のパターンを作らないように、買物等外出の際の道筋に変化をつけるようにします。また、自宅でも、夫の

出勤や帰宅時には、自宅の周辺に不審者がいないか注意を払うことが望まれます。自分が家庭での安全確保の要であることを十分に自覚し、基本的な安全対策が出来るよう家族、使用人をしっかり指導します。

Q4 車で移動する時には誘拐対策上どのようなことに注意すればよいですか？

A 誘拐の脅威が認められるような状況では、車で移動する時にも十分な誘拐対策をとっておく必要があります。その具体的要領の一例は次のとおりです。

(1) 通勤経路

通勤経路は2つ以上確保します。経路を選ぶに当たっては、実際に走ってみて、一方通行路や人通りの少ない脇道は避け、交通量の多い大通りを選びます。選定した経路の道筋や警察署等緊急時の避難場所をよく覚えておき、運転手にも教えておきます。

(2) 乗降時

車の乗り降りの時と、車庫から幹線道路までの間が最も危険で、狙われやすいので、自宅を出る前には、不審な車や人が周囲にいないか注意し、少しでも異常を感じたならば安全が確認されるまで乗車しないようにします。帰宅時も自宅周辺の安全を十分確認してから、車庫に入れるようにします。

(3) 運転中

走行中は全てのドアをロックし、窓は閉めるか、わずかの隙間だけ開けるようにします。これによって、例えば、交差点で停車した際、容易にドアを開けられて外へ引きずり出されるのを防ぐことができます。

路肩寄りを走ることは、容易に路外へ押し出されて止むなく停車せざるを得ない状況に追いやられる危険があります。道路は中央寄りを、また、車線の多い道路では中央レーンを走行し、前後左右に十分な車間距離を置くように心掛けます。

治安の悪い時は、夜間に車に乗ることは避け、どうしても夜間又は長距離を走らなければならない場合は、できるだけ複数の車で行動するようにします。

更にバックミラーで追跡車の有無をチェックし、おかしいと思ったら方向を変えたり、付近に警察署があればそこへ向かう等の退避行動をとります。

(4) 運転手

危険度の高い地域では、運転技術だけでなく、身元のしっかりした者を選び、ディフェンシブ・ドライビングの訓練を受けさせ、更にボディーガードをつける必要性も出てきます。

Q5 誘拐を防ぐためには住居の警備は具体的にどのように強化したらよいのですか？

A 誘拐犯の侵入の意図を挫き、侵入を困難にし、侵入された場合には侵入者を早く発見し、危険を避けるため、住居の警備を強化しておくことが大切です。

住居の警備強化の方法の一例は次のとおりです。なお、警備の強化措置の中には、治安が比較的良好な場合でも平素から実行しておくべきこと（警報装置の設置、錠前の強化等）から、治安が極めて悪く誘拐の危険が差し迫っている時にとるべき措置（最悪の場合、安全な地域へ一時退避する）までが含まれており、実際には、誘拐の脅威と一般的な治安状況を考え、危険の度合いに応じた措置をとることが必要です。その際、信頼ある警備関係者・専門家の助言を得ることは極めて有益です。

(1) 外周エリアの強化

集合住宅の場合には共用場所、独立家屋の場合には敷地、それぞれへの侵入を監視し、これを抑止して、更には内部への直接的な侵入を阻止する必要があります。

イ. 集合住宅の3階以上の居住区の場合

集合住宅の場合、建物への出入口と駐車場は厳重な警備措置がとられ、警備員が24時間出入者のチェックを行い、不審者が出入りできないようになっていることが望まれます。

ロ. 独立家屋の場合

独立家屋の場合、塀と門扉があるか否かにより、敷地への侵入防止効果が違ってきます。塀は乗り越えられないよう2メートル以上の高さが望ましく、近くの樹木は乗り越えるのに利用されるおそれがあります。門扉は、簡単に開閉されないようしっかりした錠前を3個付け、更に、外部の様子を確認できるようにするため、テレビ監視装置付インターホーンを利用することが適当です。

外周の警備強化のためには、ガードマンや番犬の配置、警備機器の設置等があります。ガードマンは外周が見渡せる位置に配置し、具体的に任務を与え、任せっぱなしにしないで監督、指導することが必要です。全面的にガードマンを信頼することは危険な場合があります。侵入者を探知する警備機器としては、モニターテレビ、侵入警戒装置等が利用できます。

なお、防犯灯を設置したり、庭の樹木を刈りこむことは、侵入者が身を隠すことを妨げるために有効です。

(2) 建物エリアの強化

建物内部や居住区への侵入は、敷地内や共用場所に侵入された場合よりも更に重大な危険を招くこととなり、是非とも阻止する必要があります。

イ. 集合住宅の3階以上の居住区の場合

集合住宅の場合、住宅そのものに人的・物的警備措置がなされていることが多いので、一般的に居住区への侵入の危険は独立家屋に比べ低いといえますが、テラス、非常階段、屋上から窓を通じて侵入される危険があり、独立家屋の場合に準じた窓の警備強化が必要になります。

ロ. 独立家屋の場合

独立家屋の場合、敷地への侵入は比較的容易であるため、特に建物内部への侵入を防ぐための措置を強化します。

独立家屋には通常出入口が複数ありますが、どの扉も頑丈なものとし、しっかりした錠前を最低3箇所取り付けることが重要です。特に、玄関入口は、扉を開けずに来訪者の確認が出来るよう覗き穴、ドアチェーン等を設置します。

一階の窓のすべて及び屋根等を伝わって侵入されるおそれのある窓には、鉄格子を取り付けます。

出入口や窓等侵入されるおそれのある箇所には、侵入を探知するため、又は侵入を知らせるための警備機器を設置すると効果があります。このような警備機器としては、モニターテレビ、侵入警戒装置、警報フラッシュあるいは警報音に接続した防犯装置等があります。

(3) 避難室エリアの強化

建物内部へ侵入された場合にも、直接的な攻撃を防ぎ、外部へ連絡し、救援を求めるための時間的余裕を確保する必要があります。このため、特に、治安が悪く誘拐の脅威がある場合には、例えば寝室を避難室として、予め強化措置をとり、必要な機器を設置しておくことをお勧めします。

避難室の強化の一例としては、入口扉を鉄扉とし、取り付け部分には鉄枠を入れ、錠前とカンヌキを取り付け、覗き穴を設置します。壁は入口扉と同じ程度の強度にします。全ての窓に頑丈な鉄格子を設置し、内側から開けられるように脱出口を設けます。

室内に準備するものとしては、連絡手段として、緊急連絡表、秘匿電話、携帯電話、無線機、警備会社等に通報する緊急連絡装置、サイレン付ハンドマイク等があり、その他に強力な懐中電灯、ローソク、マッチ、高性能オールウェーブラジオ、医薬品、最悪の事態に備えての現金等があります。

Q6 誘拐の兆しが認められる場合どうしたら良いですか？

A 不審な電話がかかってきたり、通勤時尾行される等誘拐の疑いのある兆候がある場合はもちろん、それ程明らかな兆候ではなくても、何らかの「直感」ないし「虫の知らせ」がある場合には、一般的な予防策に加え、直ちに対応策をとることが必要です。

(1) 兆候 (別添3 誘拐事件の兆候例参照)

これまでに発生した日本人誘拐事件の多くは、誘拐の前に何らかの兆候があったことがわかっており、その時点で必要な対策をとっていたら誘拐されずに済んだかもしれません。ある日本人被害者の例では、誘拐前に、献金要求などが数回あり、また、他の例では、通勤途上、1日2回もオートバイに乗った不審者に追跡されたり、自宅に無言電話が数回かかっており、これらを誘拐の兆候としてとらえ対応すべきであったと言えます。

日常生活において、誘拐対策を継続的に実行することは難しいのが現実といえるかもしれませんが。しかし、誘拐事件が多発している地域では日頃から一般的な誘拐対策をとり、誘拐の兆候に注意しておく必要があります。誘拐の兆候が感じられる場合には、更に対策を強化します。

特に、反政府ゲリラやテロ組織等が活動している地域では、既に潜在的な誘拐の脅威があると考えた方が多い場合が多く、日頃から、このような組織の外国人、特に日本人に対する動向には細心の注意を払い、敵対的な様子が感じられる場合には、一時的に現地から離れる等の警戒措置をとることが望まれます。

(2) 対策

誘拐の明らかな兆候や何らかの気配があった場合は当然、誘拐予告の脅迫があったり、誘拐計画の情報が寄せられたりした場合も、明らかに悪戯である場合は別として、一応真剣に受けとめて対処することが必要です。

一般的な予防策に加え、兆候や脅迫の信憑性に依拠して取るべき主な対策の例は次のとおりです。まずは我が国の在外公館に誘拐の兆候を知らせ、助言を求めることをお勧めします。

イ. 個人としての対応

- 勤務先と家族に誘拐の兆候を知らせ、事件が起きた時の対応策について話し合い、最悪の事態に備える。また、児童の学校への送迎の際のガード体制を作る。
- 出勤ルートや時間を変更する、同僚と出勤や帰宅の行動を共にする、外出を最大限控える等日常の行動面でも警戒を強める。
- ボディガードを雇用する、複数の車や警備車を利用する等警備を強化する。
- 家族全員がホテル等に移り住む、あるいは国外へ脱出する等危険地域から一時的に避難する。

ロ. 現地治安機関

- 信頼できる地元の治安機関に誘拐の兆候について届け、信憑性の評価を依頼し、対応措置について助言を求める。
- 住居の警備や身辺警備等の保護を求める。

Q7 海外で日本人が誘拐される事件が発生した場合、どのような関係者がいることを念頭において対処する必要がありますか？

A 海外で日本人誘拐事件が発生した場合には多くの事件関係者がいることを理解した上で、事件処理にあたる必要があります。

主要な事件関係者は次の通りです。

(1) 犯人及びその代理人

綿密かつ複雑な準備を必要とする誘拐は、多くの場合、グループによって行われます。

誘拐対策上からは、現に誘拐事件を起こしているグループ(犯罪集団、反政府ゲリラ、テロ組織等)が所在地にいないかどうか平素から調査し、このようなグループによる

誘拐発生地、誘拐対象、誘拐方法を承知し、適切な誘拐防止措置をとる必要があります。

事件が発生した時の対応に当っては、犯行グループの過去の要求内容、人質を無事解放しているか、人質解放までの期間等を予め知っておけば参考となります。

(2) 被害関係者

被害関係者には、被害者の家族、被害者所属の企業、被害者側の依頼する代理人等があります。被害関係者は、事件への対処方針の決定主体であることを自覚し、事件に対処する必要があります。

特に、外国で誘拐事件が発生すると、被害関係者は、複雑な対応を迫られるばかりでなく、様々な面で多大の負担を強いられることとなります。従って企業等では、平素から誘拐事件予防のための指導を行い、事件発生時の対応要領について準備しておくことが重要です。

(3) 現地政府、捜査当局

海外で誘拐事件が発生した場合、被害者が日本人であっても、事件解決の第一義的責任は事件の起きた国の政府にあり、具体的な対応の最終決定はその国の政府の責任でなされます。

誘拐事件が発生した場合の対応策は国ごとに違いがあり、また、捜査当局の対応能力も国によって違いがあります。特に、人質の無事解放の観点からは、強行手段（人質解放よりも犯人逮捕を優先するような）が多用されていないか、現地捜査当局の能力は信頼できるか等の点を日頃から把握し、現地当局の対処策を知っておく必要があります。

(4) 日本政府（外務省）

海外で日本人が誘拐された場合、事件解決の責任は現地政府にあります。しかし、事件が外国で起きたため被害関係者のみでは対応できないことがありますので、政府（外務省）は、邦人保護の立場から、人質の安全救出のため最大限の側面援助を行います。誘拐事件を認知した際には、必ず現地の日本国大使館、領事館と連絡を取るようになります。現地政府との間では、その国の主権を尊重しつつ、人質の安全救出のため協力します。特に、犯人がテロリストや反体制ゲリラの場合は、現地政府及び日本政府に対する犯人側の不法な要求、政治的要求に譲歩することは類似の事件を誘発する恐れがあり、その様な要求がなされた場合、日本政府としては「譲歩はしない（ノー・コンセッション）」の原則に従い対応することになります。（Q10参照）

(5) 報道機関

海外で日本人誘拐事件が発生したことが認知されると、新聞やテレビで大々的に報道され、犯人側がそうした状況を利用したり、情報を得たりすることがあります。従って、誘拐事件の報道に当っては、人質の安全、無事解放のために報道機関の出来る限りの協力が期待されます。

(6) その他

日本人誘拐事件の発生により、他の在留邦人に対する誘拐の脅威が高まるおそれがあります。例えば、事件の解決が長引けば、犯人は要求達成の圧力をかけるため、更

に誘拐事件を起こすこともあり、また、事件の解決後も解決方法によっては、犯人が再び誘拐事件をおこす恐れもあるので、行動には十分に注意する必要があります。

なお、誘拐事件の場合、往々にして期間が長期化（3カ月～1年以上）する傾向があり、物心両面での長期的な対応が肝要です。

Q8 誘拐された場合生き残るためにはどうしたらよいですか？

A 万一人質になった場合に備え、生還するための心構えを普段から養っておくことが重要です。人質になることは、肉体的にも、精神的にも大きなショックであり、生き残るための方策を予め知らない場合のショックは特に厳しいものがあります。

なお、逃亡は、成功する100%の確信がある時にのみ行うべきであり、僅かな成功のチャンスしかない時に大胆な行動をとれば犯人により殺害されかねません。誘拐事件の犯人の主たる目的は人質の殺害自体ではない場合が大部分であることをよく理解した上で慎重にかつ忍耐強く行動することが大切です。

誘拐事件の各段階別毎の人質の生き残りのための一般的な留意事項は次の通りです。

(1) 拉致

人質になった直後は気持ちが大きく揺れ動くものです。最も一般的な感情は恐怖です。突然恐怖のどん底に突き落とされると人は本能的に様々な反応をします。震えて動けなくなる人もいれば、無意識のうちに抵抗する人もいます。

拉致の段階では、特に、都市型誘拐の場合、犯人は人質に対し肉体的、精神的に強固な支配を確立する必要があるため少しでも抵抗の兆しを見つけると暴力をふるって危害を加える場合さえあります。地方型誘拐の場合は、犯行現場が既に犯人側の支配下にあることが多いため、犯人側の緊張の度合いは異なると思われませんが、やはり人質を完全に支配するまでは、都市型誘拐と同じ状況にあるといえます。

従って、拉致の段階では、できるだけ早く自分の感情をコントロールし、犯人の指示に従い、犯人に脅威と映るような行動はとらず、冷静に対処し生き残る可能性を高めることが重要です。

(2) 移動

都市型誘拐の場合、誘拐犯人は、拉致後できるだけ早く現場から人質を連れ去り、人目を避けて監禁場所へ移ります。このため、人質を扱いやすくして途中の状況を知られないようにする必要があります。多くの場合、当初人質は頭部を強打されたり、麻酔を嗅がされたり、目隠しをされたりすることがあります。

犯人のこのような乱暴に対して抵抗することは賢明ではありません。むしろ、移動中にも、監禁場所の位置や犯人を特定するため、平静さを取り戻し、五感を総動員してできるだけ多くの情報を集めることが大切です。例えば、車のゆれ具合でどんな道を走っているかがわかりますし、また、特徴のある臭いから特殊な工場の近くであることを知ることもできます。

(3) 監禁

監禁の段階、特に、初期には、犯人は人質を交渉に使うためのものとしか思っておらず、一般的に人間的扱いをしない傾向にあると言われています。特に、都市型誘拐の場合、治安当局による攻撃の可能性のため極度の緊張状態にあることが多く、犯人側も人質も大きなストレスに曝されることとなります。一方、地方型誘拐の場合も、監禁が長期にわたることが多く、やはり人質は多大なストレスに曝されることとなります。

人質は、精神的にも肉体的にも健康であり続けることを第一とし、自分の感情を抑え、自尊心を失わず、周囲の環境と自分に対する犯人の態度を改善していく努力を続けることが重要です。この際、すぐには解放されないかもしれないと腹を決めると同時に、必ず解放されると信じて行動することが肝要です。

監禁中、人質が実行すべきとされている主なことは次の通りです。

- 犯人との間で人間関係をつくること。(ただし、「ストックホルム症候群」には注意。Q8 末尾参照。)

自分は人間であり、また、決して危険な存在ではないということを明らかにする一方で、自尊心を維持できる人間関係を確立する。

更に、自分が家族を大事にし、自然や人々を愛する人間性あふれる個人であることをも理解させる。

- 思想、宗教、政治等につき議論をしないこと。
- 自己管理をすること。

自分自身に目標を設定し、自分の行動計画を立て、自分がすることをある程度自分の支配下におく。精神を強く持ち、日記をつけたり、時には楽しいことを色々と空想することも精神的に良い効果をもたらす。

- 時間を管理すること。

時間の経過を知り、どんな場合も常に行動予定を立てる。

- 環境を管理すること。

自分が監禁された場所を自分の個人的なスペース、つまり仮の住いとして整備する。

- 体力を維持すること。

可能な範囲内で、自分の体力を維持するため適度の運動をすること。

- 心臓薬など健康維持に不可欠な薬はすぐ要求する。
- 食事を規則的に取り(出されたものは何でも食べる)、体を清潔に持ち、健康を維持すること。
- 家族や会社の情報、その他個人情報などを極力与えないこと。

(4) 解放ないし救出

犯人側が自ら人質を解放することを決め、人質を途中まで移送した後友人や家族に連絡することを許す場合は、人質にとって危険は少ないと言えます。

しかし、人質をとったまま犯人が降伏する場合には、犯人側が逃走のための策略として降伏を装うこともあり得るため、治安当局との間で緊迫した状態になることがあります。従って、治安当局に誤解されるような突飛な行動は一切してはなりません。

治安当局による救出作戦が行われる場合には、攻撃側は突然立ち上がったたり、危険を感じさせるような急激な動きをする者には発砲する恐れがあるため、人質は遮蔽物や隠れ場所に身を隠すか、そのようなものがないときには、床にびったりと身を伏せるようにします。銃弾は木材等は貫通してしまうので、身の回りでいざという時遮蔽物として利用できるものはないか予め探しておくことが有益です。救出作戦に一役買って出ようとして、犯人の武器を奪おうとしたりすることは絶対にしてはなりません。

なお、長期間極度の緊張状態に置かれていると、人質が犯人側に同情を寄せるようになることがあります。このような状態は俗に「ストックホルム症候群」と呼ばれています。救出作戦の最中に、ストックホルム症候群の状態にあった人質が救助側ではなく犯人側に立った行動をとってしまい、結果的に命を危険に曝してしまった例がありますので、人質は、こうした現象があることを予めよく承知しておく必要があります。

Q9 誘拐された人が解放された場合、周囲の人間が留意すべきことは何ですか？

A 人質の精神的、肉体的な苦しみは、必ずしも解放されたらすぐに無くなるわけではないことを十分理解して、解放された人質を処遇し、対応する必要があります。

(1) 解放直後

- イ. 人質状態にあったことは精神的にも肉体的にも何らかの影響を受けている恐れが極めて高く、一見健康そうであっても、速やかにメディカル・チェックを受ける必要があります。
- ロ. 人質が「ストックホルム症候群」の影響を強く受けている場合には、本来非難すべき犯人側を讃え、救出に向け尽力した人々を非難するようなことがあります。人質がこのような状態にある可能性も踏まえ、人質に対する取材についてはなるべく配慮を払う必要があります。
- ハ. 人質解放後も、治安当局にとっては犯人の捜査を始めとして事件処理は続いていることから、治安当局が解放された人質に事情聴取を行うこともあり得ます。事情聴取にはできるだけ協力すべきですが、時間と場所については人質の健康状態を考え、治安当局の最大限の配慮を得るようにします。
- ニ. 解放後に記者会見を行う場合には、安全上の理由により、事件の詳細や犯人のことには触れず、関係各方面への感謝や安堵の気持ち等について話すようにすることが望ましいと言えます。

(2) 社会復帰

- イ. 解放された人質が経験すると言われている感情をいくつか挙げると次の通りです。関係者は十分理解しておくことが望まれます。
 - 誘拐防止のために十分な対策をとらなかったこと、逃げだそうとしなかったこと、心苦しい振る舞いをしてしまったことへの後悔の念
 - 他人を自分の犠牲にするような立場に追い込んでしまったこと、多大な迷惑をかけてしまったことへの罪悪感

- どこか人間としての価値が下がってしまったような気持ち
 - 自分自身の行動や、(特に拘束が長期間に及んだ場合) 十分なことをしてくれなかったとの第三者に対する批判的感情
 - 人質にならなかった人達が自分の気持ちを分かってくれないという不満
- . こうした感情の結果、人質は様々な反応を見せますが、重要なことは、このような反応は自然なものであり、時間とともに消えていくものであるということです。多くの場合、できるだけ早く通常の生活や仕事に戻る方が好ましいと言われていますが、家族や友人、職場の同僚は、被害者の話に熱心に耳を傾けるなど被害者が早

Q10 海外での日本人誘拐事件について政府（外務省）はどのように対応していますか？

A 具体的な事件に関する対処振りの内容などは割愛させていただきますが、海外での日本人誘拐事件は、第一義的には、被害者の関係者（家族、企業）と事件発生国の政府が中心となり対応することとなります。しかし、事件が外国で起きていることもあり、被害者の関係者のみで対応することが困難な分野もありますので外務省として、事件発生国の主権を尊重しつつ邦人保護の立場から最大限の支援を行います。

(1) 誘拐事件対処

海外で誘拐事件が発生した場合、外務省としては、事件解決の責任と権限を有する当該国の主権を尊重しつつ、邦人保護の立場より人質の安全救出のため最大限の努力を行います。また、同時に類似犯の防止、法秩序の維持のため日本政府に対する不法な要求に対しては、「ノー・コンセッション・ポリシー（譲歩はしない）」に従い対処することとしています。

(2) 誘拐対策

イ. 適切な誘拐対策をとるためには、誘拐の危険度を継続的に把握し、危険度に応じた対策をとることが重要です。このためには、誘拐関連情報を幅広く収集する必要があります。外務省では、海外進出企業と在留邦人の方々が誘拐関連情報を収集される際の一助として、国内では本省で、また、外国では在外公館で、誘拐・テロ関連情報を提供しています。

□. 収集した誘拐関連情報に基づき具体的な誘拐対策をとるためには、誘拐対策の具体的なノウハウが必要となります。しかし、日本国内での生活では日頃誘拐対策をとっておく必要性が少ないため、誘拐対策のノウハウが一般に知られているとはいえません。外務省では、海外進出企業と在留邦人の方々が誘拐対策をとられる際の一助として、誘拐対策のノウハウを蓄積し、照会に応じています。

ハ. 特に、在留邦人が誘拐などの何らかの事件に巻き込まれることが見込まれる場合には、本省と在外公館から海外進出企業関係者や在留邦人に対し、現地の事情に応じた警戒強化を呼び掛けています。

インストラクションメモ（参考例）

年 月 日

誘拐事件発生				
① 証 拠 質 問	<p>犯人である証拠を示して下さい</p> <p>○被害者の声を聞かせて下さい ○被害者が誘拐された時刻・場所・服装は</p> <p style="text-align: center;">上記以外の証拠質問は、別添の証拠質問リストにより行う</p>			
② 次 連 回 絡 以 取 降 り の 決 め	<p>○次回からの連絡は</p> <p style="text-align: center;">TEL _____ 宛</p> <p style="text-align: right;">にお願いします。</p> <p>○次回連絡の際は、初めに</p> <p style="text-align: right;">と言って下さい</p>			
③ 犯 人 の 要 求	Empty space for victim requirements			
④ 相 手 の 特 徴 を 把 握	<p style="text-align: center;">声の特徴</p> <p>○男か 女か ○年寄り 中年 青年 子供 ○だみ声 かすれ声 その他 ○声のトーン 高い 普通 低い ○話し方 早い 普通 遅い ○なまり ()</p>	<p style="text-align: center;">周囲の雑音</p> <p>○電車の音 する しない ○自動車音 する しない ○ラジオ等 する しない ○他の人間の声 する しない ○機械の音 する しない ○動物の声 する しない ○その他 ()</p>	<p style="text-align: center;">その他</p>	
⑤ 通 話 状 況	<p style="text-align: center;">通話の時刻</p>	<p style="text-align: center;">通話時間</p>	<p style="text-align: center;">受けた電話の番号</p>	<p style="text-align: center;">対応者名</p>

証拠質問リスト（参考例）

犯人は被害者のことを事前に相当調べ上げている可能性が高く、ありきたりの質問では、目的を達せられない場合も考えられる。犯人側に対する質問事項は十分吟味するとともに、事前に外部に漏れぬ様留意する必要がある。なお、写真は様々な偽造手段があるため、必ずしも被害者の生存の証拠にはならない。

1. 被害者の生年月日は？
2. 被害者がさらわれた際の時刻は？ 場所は？ 服装は？
3. 被害者の出身校（大学の場合、出身学部、所属ゼミ、サークル等）は？ 所在地は？
4. 被害者の結婚記念日は？
5. 被害者の父母の名前は？ 年齢ないし生年は？ 誕生日は？
6. 被害者の祖父母の名前は？ 年齢ないし生年は？ 誕生日は？
7. 被害者の好きな食べ物は？
8. 被害者の趣味は？
9. 被害者の持病（常備薬）は？

誘拐事件の兆候

- 自宅や勤務先周辺に不審な人物がいる。
- 自宅周辺に不審な車が止まっている。
- 覚えのない郵便物や宅配便が届く
- 居住している住居の使用人や警備員の態度がおかしい。
- 電話に時々雑音が入る。
- 無言電話が増加している。
- 人から、郊外の別荘、観光地等に誘われている。
- 誰かに尾行されている気配を感じる
- 脅迫を受けたことがある。
- 献金の要求がある。
- 現地の従業員とトラブルがあった。
- 不審な警察官に質問を受けた。

外務省作成の小冊子・ビデオ等

1. 小冊子 (無料配布)

- 「海外安全 虎の巻」～海外旅行のトラブル回避マニュアル～
- 「海外で困ったら 大使館・総領事館のできることに」
- 「海外安全情報サービス」
- 「海外における誘拐対策Q & A」
- 「海外における脅迫事件対策Q & A」
- 「海外赴任者のための安全対策小読本」
- 「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策Q & A」
- 「海外へ進出する日本人・企業のためのCBRN (化学、生物、放射性物質、核兵器) テロ対策Q&A」

2. ビデオ (無料貸出、複製実費配布)

- 「なぜ君がねらわれるのか」
- 「海外旅行 あなたの油断 (すぎ) 教えます」
- 「こんにちは！領事 海外でパスポートを失したら？」
- 「緊急事態発生!! 紛争暴動災害あなたは生き残れますか？」
- 「海外自由旅行あなたの備え教えます！」
- 「海外大自然旅行あなたの健康と安全マニュアル」
- 「海外ドライブ日記」
- 「海外旅行 あなたもターゲット！ 巧妙な犯罪手口とその予防方法教えます」
- 「熟年旅行者のための安全な海外旅行」
- 「怪盗ガリーの日本人攻略法〔アニメーション〕」
- 「領事！ 出番ですよ!？〔アニメーションと実写映像との合成〕」
- 「自分で守る自分の安全～海外個人旅行の安全対策～」
- 「誘拐 あなたも狙われている！」
- 「脅迫！ その時、あなたは・・・」
- 「安心アドバイス -海外赴任者のための安全対策-」
- 「爆弾テロ対策 -「まさか自分が」の油断をチェック-」
- 「誘拐事件が発生したら?! -日頃の準備のすすめ (企業向け) -」
- 「テロ対策 ～自らの安全を自ら守るために～」
- 「誘拐を防ぐ ～24時間の危機管理～」
- 「ターゲットになる人・ならない人 ～テロから身を守るチェックリスト～」